令和３年　東川町議会　第７回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和３年 10 月 15 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年 10 月 15 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和３年 10 月 15 日　　午前 10 時 04 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	松　岡　市　郎	保健福祉課長	佐々木　英　樹
副　町　長	平　田　章　洋	学校教育課長	佐　藤　文　泰
副　町　長	市　川　直　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
教　育　長	杉　山　昌　次	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
企画総務課長	窪　田　昭　仁	診療所事務長	金　山　裕　之

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　村中　　豪
12．町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第７号）について
議案第２号　萬二橋架替工事１工区請負契約について
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
７番　藤倉智恵子議員、８番　安原芳博議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。
よって、令和３年東川町議会第７回臨時会は成立しますので、開会します。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本臨時会招集の挨拶があります。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
皆さん、おはようございます。
今日は、令和３年の東川町議会第７回の臨時会でございますが、招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様方のご出席いただきまして誠にありがとうございます。
この１年間、コロナという言葉の見聞をしない日はなかった訳でありますけれども、ここへ来まして急激に感染者が減少しているという状況にございますが、これは一人一人の方々が感染予防に万全を期したということと、コロナワクチンが希望する方々への接種がほぼ完了に近づいているというようなことが大きな要因になっているのではないかと思っております。
一日も早いコロナ終息宣言が出ることに期待をしたいと考えております。
ただいま議長さんからもお話がございましたように、つい最近の突風被害を受けられました方々に対しましては心からお見舞いを申し上げたいと思います。
今回の臨時会でございますが、提案案件は２件でございます。
どうか全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げ、招集者としての挨拶といたします。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、７番　藤倉智恵子議員、８番　安原芳博議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。
本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋昭典君）　議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第１号

議長（高橋昭典君）　これより、議案審議に入ります。
日程第４　議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第７号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました　議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算(第７号)について、提案理由と補正内容について説明を申し上げます。
１頁をお開き願います。
令和３年度東川町の一般会計補正予算第７号は、次に定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 40,550 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,085,802 千円とする。
第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
今回の補正は、落雷に伴う公共施設の修繕にかかるもの、新型コロナウイルスワクチン追加接種にかかるもの、東川中学校修学旅行の延期にかかるものとなっています。
それでは、最初に歳出から説明いたしますので、８頁、９頁の事項別明細書をご覧ください。
２款　総務費、総務管理費、災害対策費、防災施設運営事業は、９月 12 日に発生した落雷に伴い農村環境改善センターのヒートポンプの自動制御機器等が故障したことに伴う修繕のほか、今後の落雷被害に対応するための改修にかかる費用として修繕料を 4,000 千円増額するもので、財源はその他の共済金と一般財源を増額しますが、一般財源の７割分については特別交付税での措置を見込んでいます。
４款　衛生費、保健衛生費、予防費、新型コロナウイルス接種体制確保事業は、新型コロナワクチン２回目の接種後、国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況に鑑み、２回目接種完了から概ね８カ月以上後に追加接種の必要があるとの国の方針に基づく追加接種体制の構築に要する費用として、会計年度任用職員報

酬 7,992 千円、消耗品費 657 千円、印刷製本費 506 千円、通信運搬費 922 千円、手数料 1,524 千円、予防接種委託料 13,670 千円、予防接種台帳システム等改修委託料 1,023 千円、ワクチン接種・受付業務委託料 8,292 千円、被接種者送迎事務委託料 725 千円、車等借上料 180 千円、情報等機器等賃借料 768 千円、備品購入費 66 千円について、財源は全額国庫支出金としてそれぞれ増額いたします。

なお、今回、国庫補助申請事務の関係から、令和４年度分のコロナワクチン接種費用も併せて補正予算の計上をさせていただくことから、今後、令和４年度への繰越額が確定した段階で改めて繰越明許費設定にかかる提案をさせていただきます。

次の９款　教育費、中学校費、教育振興費、中学校教育振興事業は、４月、７月、９月とコロナ禍により延期になった修学旅行について、10 月 24 日から 27 日の日程での実施を予定していることから、延期に伴い発生する旅行代金の差額について増額するものです。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、６頁、７頁をご覧ください。

11 款　地方交付税、特別交付税は、農村環境改善センターヒートポンプ修繕について、防災、減災施策、避難施設にかかる修繕として、一般財源の７割の 1,400 千円について増額するものです。

15 款　国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金と、次の国庫補助金、衛生費国庫補助金は、３回目の新型コロナウイルス接種体制確保等にかかる財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金をそれぞれ増額いたします。

次の 20 款　繰越金、前年度会計繰越金は、今回の補正予算にかかる一般財源として、次の 21 款　諸収入、雑入、公有物件災害共済金は、改善センターの修繕にかかる共済金として、それぞれ増額いたします。

歳入については以上です。

以上が、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第７号）の説明であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。

11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　災害対策でヒートポンプ、９月12日の落雷というお話がございましたけれども、随分かかるものだなと思っております。ヒートポンプで相当、いわゆる自然再生可能エネルギーを活用しているということで、大変いいことだろうと思って、是非これはやってほしいなと思うんですけれども。

関連して質問させていただきますけども、10月４日の突風について、防災無線等で聞きますと、壊れた家屋等について解体することに補助金を出すということが伝わっております。これはどこで措置されることになりますか。その辺もう少し踏み込んでもし答弁いただけるものがあれば、その辺も含めてよろしくお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　ただいまの突風に関わる解体補助の関係でございますが、これは今回新たに制度を設けたということではなくて、従来の廃屋、或いは町の方で指定をしております空き家の解体補助の中で、本来であればＣ、Ｄ評価の建物を取り壊す場合にかかる費用の25万円を上限として補助をするという制度を活用して、今回この機会に取り壊しを行うという場合、評価外のところであったとしても取り壊しをするものについて補助しようということで適用させようという対応をさせていただきました。今回、既にそういった案件も上がってきておりますので、既定の予算の中でそれを対応させていただこうというふうに考えているところでございます。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　そうしますと、今の税務定住課で行っている事業の一環ということでございますね。

それで、10月４日の突風に関わって、あちこちで色々被害があったという話が聞こえてきておりまして、町民の複数の方々からそういう修理する等について補助金等は出ないのか、出す考えはないのかということを聞かれておりまして、その辺についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　ただいまの今回の自然災害ということに対して内部でも検討させていただいたところでございますけども、従来の色んな風水害、例えば水害とかで住宅が床下浸水であったとか、そういった関係も含めて、町の方としては、それぞれの加入をしている保険の対応、或いは自己負担の中でやっていただくことで進めてきておりますので、今回も、大変お気の毒だということでお見舞いを申し上げるところでございますけども、全てのものを対応するというのはちょっと難しいんじゃないかという判断の中で、今回、先程申し上げましたように、町の景観を保つ、或いは撤去するということで協力してもらう範囲に止めようというところで考えております。

農協関係、或いは事業所の関係でも、後程情報提供させていただきたいと思っておりますけども、そういった中で被害も多少出ているということ自体は把握しておりますけども、全てを対応するのはなかなか難しいのではないかという結論で、今のところそのような考え方で進めております。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。

７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　新型コロナウイルスワクチンの件で、３回目の金額をあげられてるっていうことなんですが、今までの対象者と、接種を受けられない人の人数っていうか、対象者全員をこの金額に充てているのかっていうことで

お聞きします。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいまご質問ありました対象者の関係でございますけども、基本的に国の方針としては、２回の接種を受けた全員が対象になることを想定した準備をしてくださいということで言われております。現在のところ、接種者の８割程度が接種すると現在見込んでいるところでございます。
以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　鈴木です。
防災施設運営事業、修繕料の方の落雷の件でお伺いします。
以前にせんとぴゅあ自体にだったか、せんとぴゅあの付近だかわかりませんけれども、やはり落雷があって被害を受けたことがあったと思います。町内の公共施設に対して避雷針の設置っていうのはどういう状況になっていらっしゃるんでしょうか。または、もし設置されているのであれば、効果っていうのは、それでもやはりこういう被害が出てしまうっていうことなんでしょうか。もしおわかりであればお教えください。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問の各公共施設の避雷針の関係ですが、基準で必要とされるものはつけるということになっているんですけど、現状で、新しい施設もございますけども、避雷針の設置状況について今調査しておりまして、今後避雷針の設置が有効かどうか、そういったことも含めて今後の対応ということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第１号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第７号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第５　議案第２号

議長（高橋昭典君）　日程第５　議案第２号「萬二橋架替工事１工区請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題提案となりました、議案第２号　萬二橋架替工事１工区請負契約について提案理由をご説明申し上げます。

令和３年 10 月 14 日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した萬二橋架替工事１工区について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、議案第２号　萬二橋架替工事１工区請負契約についてであります。

契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年 10 月 14 日、役場大会議室において午前 10 時から、株式会社　小岩組、高橋建設　株式会社、花本建設　株式会社、株式会社　藤田組、株式会社ベスト、以上、５社による指名競争入札を行いました。

入札は、第１回目の入札価格 90,500 千円に、消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 99,550 千円で、株式会社　藤田組が落札いたしました。

落札率は 97.94％です。

従いまして、契約の金額は 99,550 千円で、契約の相手方は、東川町北町７丁目１番３号　株式会社　藤田組　取締役社長　藤田裕司であります。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。

萬二橋は、道道瑞穂東川線とキトウシ地区の観光施設及びクラフト街道に接続する重要な路線であり、上岐登牛道路の倉沼川に架かる橋梁であります。昭和 43 年に供用を開始し 53 年が経過しており、老朽化により、橋の道路面となる橋面部、橋面部裏側の桁下及び橋の両端部の地覆部にひび割れ、剥離が多数確認され、早期の架け替えが望まれていることから、事業を実施するものです。

お手元の第７回臨時会資料の１頁を併せてご覧ください。

旧橋一般図の赤い部分が撤去する箇所となり、既設橋梁及び既設護岸を撤去いたします。

資料２頁の橋梁一般図をご覧ください。

新設する橋梁については、赤い部分が施工する箇所となり、既設橋梁の撤去を行った後、橋の中央に施工する新Ｐ１橋脚基礎工は、太さ 1.5ｍの鉄筋コンクリート杭を６本施工します。

全体事業期間としましては令和５年７月完成を計画しており、今年度は旧橋解体工一式、新橋Ｐ１橋脚基礎工までとなっています。

橋梁の設計概要ですが、橋の長さは 65ｍ、幅員は 8.7ｍで、有効幅員は 7.5ｍとなっており、橋面部はアスファルト舗装 80ｍｍとなっています。

以上が工事概要でございます。

なお、次年度以降の工事概要は、令和４年度に橋台設置、橋脚設置、橋桁設置、令和５年度には橋と前後道路の擦り付け改良工事、護岸整備を行う予定となっています。

支出科目につきましては、７款　土木費、４項　都市建設費、３目　社会資本整備道路事業、14 節　工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業により執行し、工事契約期間は、令和４年３月 24 日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第２号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。
４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）　旧橋が橋長72ｍ、新橋が65ｍとなり、約７ｍ減になってるっていうことなんですけれども、これは流量計算から川幅の計算してやったのか。それとも、この倉沼川の改修が予定されているはずですけれども、それによってやったのか、その辺りをお願いしたいと思います。
それと、旧橋の場合は杭基礎ではなくてべた基礎だったかとは思うんですけども。この状況から見て。この杭基礎の中でもそうですけども、基礎地盤がたしかＮ35以上が３ｍだったか５ｍだったかだったと思うんですけれども、この杭基礎の方でいけば大体５ｍぐらいはＮ値50あるっていうことなので、それでいいかとは思うんですけど、その辺りの基準のところ、私も十何年以上、20年近く離れてるのでうろ覚えで申し訳ないんですが、そういう感じであるかと思ったので、その辺りの確認をしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまご質問ありました、まずは長さ、延長の件に関しては、基準は今後の改修ではなく現況、それから今後のことも含めてということになっております。
また、橋の施工方法が変わっておりますので、橋桁の長さ、橋の長さ自体よりも道路部分が長くなるということになっておりますので、位置関係も変わっておりません。
基礎杭の関係ですが、薦田議員が仰った通り、元々はべた基礎というか、そのままでやっていたんですけども、調査結果を踏まえて、支持層の基準では３ｍということになっているんですけども、３ｍの基準をクリアできないということで、設計自体が見直されております。それによって今回基礎杭工を行うということで、この方法になっております。
また、元々橋の中には２脚あったんですけども、２脚より１脚ということで今回変更になっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）　倉沼の将来改修予定の幅員として見てる訳ではないということだったと思うんですけど、そうすると、実際、国か道だったか、改修は今東旭川のところまできて、それから上流に上がってくるかと思うんですけれども、そうした場合、何年後になるかちょっとわからないですけれども、その時点ではまた作り替えるとか、それは国なり道の方でやるかとは思うんですけども、そういうところで二度手間にならないように広げておくという、お金が逆に言って町の方でかかってしまうっていうのはあるんですけれども、そういう辺りの考え方はどうなのかお伺いしたいなと

思います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問ですが、倉沼川の河川改修については、萬二橋を越えないということになっておりますので、萬二橋の手前で終わるということになっています。元々の萬二橋の架け替えに関しては、萬二橋を越えてということの計画があって、架け換えについては道の方でやっていただくということで考えていたんですけども、改修計画の見直しによって萬二橋を越えないということになった経緯もあって、今回町で実施するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　そうすると、関連するんですけども、萬二橋はこれまでは国なり道なりの補助金がある程度入って、道の方でやると。今回は町の工事になるというふうになりますと、今回の工事に関わる国や道の補助金というのはどの程度出される見込みなのか、増減も含めてですけど、わかれば教えてください。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　社会資本整備事業の交付金を活用しますので、補助金としては62.15％。残りは辺地債ということになっておりますので、辺地債の特交負担分ということになりますので、詳細、金額については今手持ち資料でございませんので、後程ご提示させていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　再度確認なんですけど、工事が令和４年、５年と続いて、この9,955万っていうのは架け替え工事の総額の費用なのか、また令和４年、令和５年、別に費用が発生して。これ１工区で書いてある。次年度、２工区、３工区って工事名になっていくのかわかんないんですけど、これ説明いただけますか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　今回ご提案させていただいておりますのが、３月24日までの工期の事業の案件でございます。来年度、再来年度についてはその年度毎にまた入札を行いまして、議会の議決を求める必要がある金額になると思いますので、またその時にはご提案をさせていただくということになります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）	１番、杉本岳大君。
１番（杉本岳大君）	今見込みでどのぐらい総額で工事費というのはかかる予定になってますか。
議長（高橋昭典君）	副町長、平田章洋君。
副町長（平田章洋君）	ただいまのご質問の萬二橋でございますが、今回の部分については、基礎工の部分と旧橋の撤去の部分でございますけれども、実際には来年度、令和４年度、令和５年度の７月の完成ということを予定しておりますので、総額で全体の事業費については細かい数字今すぐお渡しでできませんけれども、総額では４億を超える総事業費になろうかと思います。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり） これをもって質疑を終結します。 これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり） 討論なしと認めます。 議案第２号について採決いたします。 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第２号「萬二橋架替工事１工区請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	これで、本日の議事日程は全部終了しました。 以上をもって、令和３年東川町議会第７回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　藤倉　智恵子

会議録署名議員　　安原　芳博